

# 行政処分の概要

行政処分等の基準により、法令の条項ごとの処分量(日車)を定め、違反事項に応じた処分量を足し上げ、処分日車数を決定し、違反点数として管理(処分日車数10日車までごとに1点、違反点数の累積期間は3年)

## 1. 処分日車数の決定

道路運送法等の違反が確認されれば、行政処分等の基準に基づき、処分日車数(違反点数)を決定し、車両の使用停止、営業所の事業停止、事業許可取消等の行政処分を実施

## 2. 行政処分

### (1) 車両の使用停止

### (2) 事業停止

処分日以前3年間の累積点数と合わせて50点を超える場合には、最大6ヶ月の期間営業所における事業を停止(以下の場合においては、違反点数と関係なく事業停止の行政処分を実施)

- ① 事業者ぐるみで酒酔い運転や薬物等使用運転等の悪質違反を命じ又は容認していた場合(14日間の事業停止)
- ② 事業用自動車の運転者が酒酔い運転や薬物等使用運転等を伴う事故を引き起こした場合であって、当該違反行為を防止するための事業者の措置が不十分であった場合(7日間の事業停止) 等

### (3) 事業許可取消

処分日以前3年間の累積点数と合わせて80点を超える場合

法7条の欠格事由に該当した場合

自動車登録番号標の領置命令に違反した場合 等